

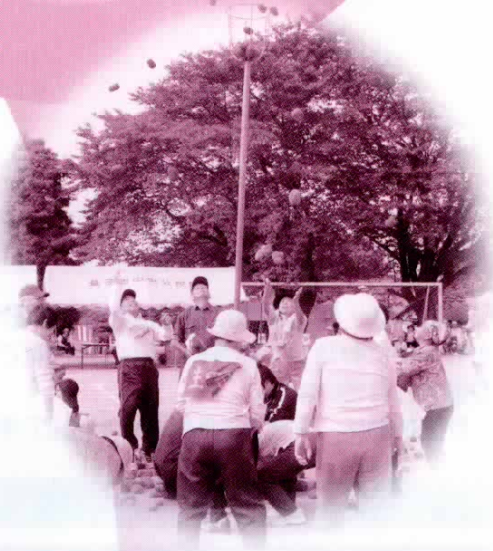
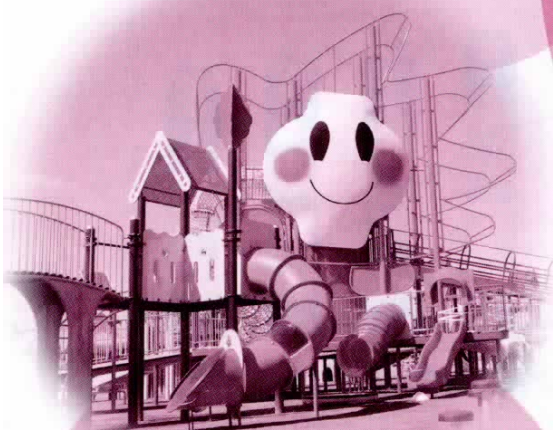
益子町

「創造の器」に未来かがやく益子町
～みんなで築く 手づくりのまち～

第5次総合振興計画

後期基本計画

概要版



平成23年3月
益子町



■ 計画策定の背景

計画策定の趣旨

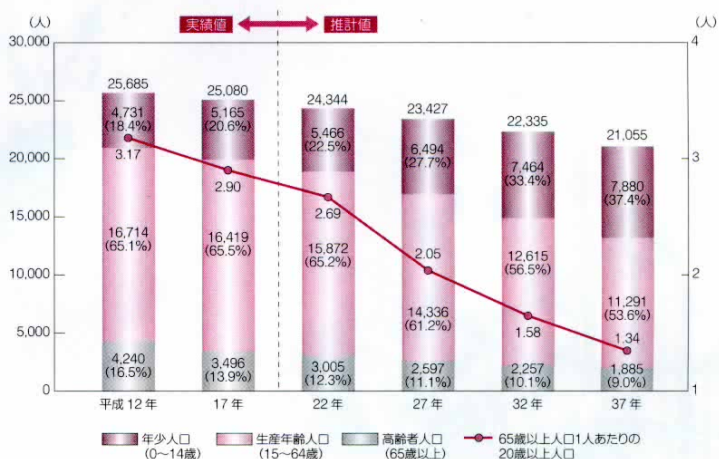
本町では、平成 18 年 3 月に平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を計画期間とする益子町第 5 次総合振興計画を策定し、子どもから高齢者までだれもが安心・安全に暮らせるまちづくりに向け、さまざまな取組を推進してきました。

この間、少子・高齢化社会の加速化や地方分権に伴う地域自治の気運の高まり、協働のまちづくりの時代の到来、地球的規模での環境問題の深刻化、情報ネットワーク社会の拡大、生活スタイルの多様化など、社会経済情勢は急速に変化し、今まさに市町村行政は大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ、前期基本計画を継承・発展させ、新たな視点と発想を加えた、すべての住民にわかりやすく、参画・協働が得られやすいまちづくりの共通目標として、今後 5 年間を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

将来人口の見通し

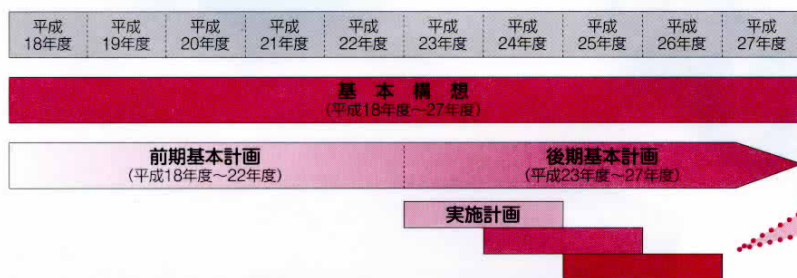
本計画の目標年次である平成 27 年には 24,000 人をきり、その後も減少傾向が続くものと推計されます。また、住民の 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会を迎え、今後 10 年のうちにお年寄り 1 人を支える働き手が 2 人を割り込むなどの厳しい状況が予測されています。



■ 計画の構成と期間

本計画は、基本構想に掲げた将来像や分野ごとの目標、施策の大綱に基づき、今後推進すべき主要施策を各分野にわたって体系的に示したものであり、それぞれの分野ごとに現状と課題、基本方針、主要施策で構成されています。

計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間とします。



※実施計画は、基本計画に掲げた施策を計画的・効率的に推進するための計画(2年間のローリング方式)であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

■ まちづくりの基本方針

将来像

『創造の器』に 未来かがやく 益子町 ～みんなで築く 手づくりのまち～

この将来像は、「創造の器」、すなわち、日常生活の舞台である益子町の中で、まちづくりの主役である私たち一人ひとりが、未来に夢を持って生活し、互いに支えあい、分かちあい、新たな文化を創造し、笑顔を輝かせる、という意味を含めています。

この将来像の実現をめざし、住民と行政の協働による手づくりのまちづくりをさらに進めながら、未来かがやく益子町を次の世代へと受け継いでいくことが大切です。

基本理念

本計画においても、引き続き基本構想に掲げられている3つの基本理念に基づき、将来像の実現をめざします。

1

人と自然が共生するまちづくり

2

思いやりあふれるまちづくり

3

知恵を活かすまちづくり

■ 計画の役割



住民にとって…

本町のまちづくりに必要な施策や事業をわかりやすく示し、子どもから高齢者まで、すべての住民がまちづくりに主体的に参画・協働するための行動指針です。



行政にとって…

これからのまちの目標とそれを実現するための手段としての施策を総合的・計画的に推進する経営指針であるとともに、国・県・広域圏の施策・事業と調整・連携を行うための指針です。

将来像

「創造の器」に未来かがやく益子町

みんなで築く手づくりのまち

基本目標と施策項目

学び、創造する益子

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 生涯学習の推進 | (5) 芸術・文化の振興 |
| (2) 学校教育の推進 | (6) 国際交流・地域間交流の促進 |
| (3) 社会教育の推進 | (7) 男女共同参画の促進 |
| (4) 生涯スポーツの推進 | (8) 人権の尊重 |

支えあい、健やかに生きる益子

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 生涯を通じた健康づくりの推進 | (5) 高齢者支援の充実 |
| (2) 地域医療体制の充実 | (6) 障がい者（児）福祉の充実 |
| (3) 地域福祉の推進 | (7) 低所得者福祉の充実 |
| (4) 子育て支援の充実 | (8) 医療・年金保険制度の充実 |

美しく、安全で快適な益子

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 自然環境の保全 | (9) 下水道の充実 |
| (2) 地球環境の保全 | (10) 資源循環型社会の形成 |
| (3) 快適な生活環境の確保 | (11) 防災体制の充実 |
| (4) 景観の保全・形成 | (12) 消防・救急体制の充実 |
| (5) 快適な住宅の整備促進 | (13) 防犯体制の充実 |
| (6) 公園・緑地の整備 | (14) 交通安全対策の充実 |
| (7) 河川・池沼の整備 | (15) 消費生活の向上 |
| (8) 上水道の充実 | |

産業が育ち、活力ある益子

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 農林業の振興 | (4) 観光の振興 |
| (2) 工業の振興 | (5) 雇用・勤労者福祉の推進 |
| (3) 商業の振興 | |

生活やビジネスに魅力的な益子

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (3) 道路網の充実 |
| (2) 魅力ある市街地の形成 | (4) 公共交通の充実 |

住民と行政がともに創る益子

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 協働のまちづくりの推進 | (4) 安定した財政運営 |
| (2) 地域活動の活性化 | (5) 広域行政の推進 |
| (3) 適切な行政運営 | |

分野別施策

学び、創造する益子

1 生涯学習の推進

住民が生涯にわたって自由に学び続けられる学習環境を整えるとともに、学んだ成果が地域づくりに活かせる仕組みづくりを進めます。



- 主体性を持ち、自主的な学習活動を行う。
- 自らの学習成果を積極的に地域へ還元する。

2 学校教育の推進

人間形成の基礎を培う幼児教育の振興を図るとともに、「ましこの人」の育成に向けた学校教育内容の充実や教育環境の充実、地域と連携した教育の推進に努めます。



- 子どもの個性を生かした学力・能力向上に家庭・地域が一体となって取り組む。
- 学校運営に積極的に参加する。

3 社会教育の推進

住民の学習活動を促すため、各年代や対象に応じた社会教育を支援するとともに、活動拠点の充実を図ります。



- 高齢者や子どもたちが積極的に交流できるようにする。
- 主体性を持ち、自主的な学習活動を行う。

4 生涯スポーツの推進

子どもから高齢者までだれもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境づくりを進めます。



- 健康づくりのために、体育施設で体を動かす。
- 積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加する。

5 芸術・文化の振興

まちの貴重な文化資源の保存・継承を図るとともに、住民が芸術・文化に親しむ機会を充実するなど、芸術・文化活動を促進します。



- 文化財の維持管理をする。
- 主体的に芸術・文化活動に参加するとともに、まちの芸術・文化について理解を深める。

6 国際交流・地域間交流の促進

多様な分野における国際・地域間交流を促進するとともに、まち在住の外国人や外国人観光客への支援の充実に努めます。



- 国際理解への認識を高め、進んで国際交流活動に参加する。
- 友好都市関連の事業に積極的に参加し、住民間の交流を深める。

7 男女共同参画の促進

男女が互いの人権を尊重し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、理解の促進や環境づくりに努めます。



- お互いを思いやる気持ちを持ち、家庭での役割を担い合うようにする。



このマークは、住民／協働の取組を示しています。

8 人権の尊重

すべての住民の人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識の啓発を推進するとともに、人権擁護体制の強化を図ります。



- さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深める。
- 講演会や研修会に進んで参加する。



支えあい、健やかに生きる益子

1 生涯を通じた健康づくりの推進

住民の健康の保持・増進に向け、健康づくり活動を支援するとともに、だれもが健やかに過ごせるよう健康増進支援体制の強化を図ります。



- 自分の健康は自分で管理する。
- 食に関する知識と食を選択する力を習得して、自ら健全な食生活や食習慣を実践する。

2 地域医療体制の充実

住民が安心して医療サービスが受けられるよう、身近な地域医療体制の充実に努めるとともに、近隣市町と連携した広域的医療体制を維持します。



- 自らの健康保持に努める。
- 住民一人ひとりが地域にかかりつけ医を持つ。

3 地域福祉の推進

地域福祉の推進に向けた体制の強化を図るとともに、福祉意識の醸成や地域福祉活動の拠点の充実などに努めます。



- 地域において支えあいに協力する。
- ボランティア活動への関心を高める。

4 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、個々の状況に応じた保育サービスの提供をめざすとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。



- 地域での子どもの見守りや、子育てボランティア等に参加する。

5 高齢者支援の充実

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って地域で生活できるよう、社会参加の機会の確保や介護予防への取組、地域で支える体制強化に努めます。



- 介護保険サービスの適切な利用に努める。
- 長年の経験を生かしながら、地域で積極的に活動する。

6 障がい者（児）福祉の充実

地域の人びとの障がいや障がい者に対する理解を促すとともに、保健・福祉・医療・教育・就労等、幅広い分野が連携した支援体制づくりを進めます。



- 障がい者（児）に対する理解を深める。
- 障がい者の地域生活、就労、社会参加に対する支援や協力に取り組む。

7 低所得者福祉の充実

生活保護制度の適切な運用を図るなど、生活困窮世帯の早期発見と、相談支援体制の強化を図ります。



- 生活保護制度の意義について、正しい理解を深める。

8 医療・年金保険制度の充実

医療保険制度の理解促進と保険税（料）収納率の向上に努めるとともに、国民年金制度の広報・相談業務の充実を図ります。



- 保険税（料）の納期内納付に努める。
- 年金制度を正しく理解する。



美しく、安全で快適な益子

1 自然環境の保全

身近な自然とふれあえる機会を提供するなど、里山や河川をはじめとするまちの豊かな自然を守る活動を進めます。



- 身近な木々や草花を大切にする。
- 地域等で行う環境保全活動に積極的に参加する。

2 地球環境の保全

地球環境の保全に向け、地球温暖化に関する啓発活動や省資源・省エネルギー活動を推進します。



- 省資源・省エネルギーの生活を実践する。
- 地球環境問題に関心を持ち、環境学習等へ積極的に参加する。

3 快適な生活環境の確保

良好な生活環境を守るため、公害防止対策を推進するとともに、住民のマナー向上や環境美化活動を促進します。



- 騒音等をはじめとする近隣公害を出さないように努める。
- 不法投棄やポイ捨てを防止するため、周辺の環境美化に努める。
- 動物の飼主はマナーを守り、周辺環境への配慮に努める。

4 景観の保全・形成

益子らしい一体感のある景観づくりに向け、地域一体となった景観の保全と創造に努めるとともに、自然や歴史・文化資源等を活かした景観づくりを進めます。



- まちなみとの調和を意識する。
- 地域の景観づくり活動に積極的に参加する。

5 快適な住宅の整備促進

良質な住まいづくりを支援するため、快適な居住環境の形成に向けた適正な宅地開発を促すとともに、住宅の質的向上をめざします。



- まちづくりに対する意識を高め、良好な住環境づくりに努める。

6 公園・緑地の整備

身近なコミュニティの場としての公園の適切な維持・管理に努めるとともに、住民と協働した緑のネットワークの形成を図ります。



- 公園・緑地等の清掃活動等の維持管理に参加する。

7 河川・池沼の整備

河川・池沼については、関係機関や地域住民の協力を得ながら、治水・利水機能の強化を図るとともに、身近な親水空間としての有効活用にも努めます。



- 河川の美化活動に積極的に参加する。

8 上水道の充実

健全で安定した水道事業経営を支援するとともに、住民の水道事業や水の大切さに対する理解を促します。



- 水の大切さを理解する。
- 水道管漏水箇所の通報に協力する。

9 下水道の充実

河川などの水質の保全と快適な生活環境の形成に向け、公共下水道や農業集落排水への接続および合併処理浄化槽設置による生活排水の適切な浄化を進めます。



- 公共下水道供用開始区域においては、下水道に接続する。

10 資源循環型社会の形成

ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の3R活動を普及促進するとともに、廃棄物の適切な処理を推進します。



- 家庭や事業所では資源物の分別徹底を図る。
- 買い物には買い物袋（マイバッグ）を持参する。

11 防災体制の充実

災害発生時に備え、住民の防災意識や地域の防災力の向上を促すとともに、発生する被害を最小限に抑えられるよう防災環境の充実に努めます。



- 災害時に自分ができることを確認し、地域の防災活動に積極的に参加する。
- 防災用品を備蓄する。

12 消防・救急体制の充実

火災を未然に防止し被害を最小限に抑えられるよう住民の防火意識の向上を促進するとともに、地域の関係団体と連携し、地域消防力の向上を促します。



- いざという時のために住宅用火災警報器を設置する。
- 救命救急研修会や地域で行う消防訓練等に積極的に参加する。

13 防犯体制の充実

防犯意識を高め、地域防犯力の向上を図るとともに、地域における防犯活動の育成など、防犯体制の強化に努めます。



- 積極的に地域の防犯パトロールに参加する。
- 防犯上の死角をつくらないよう、自己所有地の管理をする。

14 交通安全対策の充実

住民に対する交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全施設の整備および適切な管理に努めます。



- 交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努める。
- 交通安全教室等に積極的に参加する。

15 消費生活の向上

住民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費者意識の啓発や消費者保護体制づくりを進めます。



- トラブルに巻き込まれない正しい消費者知識を習得する。



産業が育ち、活力ある益子

1 農林業の振興

持続可能な農業経営が図られるよう、農業生産基盤の整備を図るとともに、第6次産業化を含めた魅力ある農業の振興に努めます。また、里山林の整備を進め、森林の多面的機能の保全を図ります。



- 地元農産物を積極的に購入するなど地産地消に努める。
- 森林の大切さを理解し、森林を守り育てる活動に積極的に参加する。

2 工業の振興

地場産業である益子焼の窯業の活性化を中心に、既存企業の経営基盤の強化を図りながら、新たな産業の創出や起業化、企業の誘致に努めます。



- 企業誘致を促進するため、まちへの情報提供に努める。

3 商業の振興

地域全体の商業の活性化に向け、事業者の経営力の向上を支援するとともに、商店街の活性化を図るなど、商業環境の充実に努めます。



- 町内の商店街を積極的に利用する。
- 商業活動活性化に向けたイベント等に積極的に参加する。

4 観光の振興

まちの資源の充実・活用を通じ、さまざまな観光メニューの開発に努めるとともに、住民のおもてなしの心の醸成や観光客の利便性の向上などを図ります。



- 益子の良さを認識し、内外に広める。
- 観光客に対する「おもてなし」の意識を持つ。

5 雇用・勤労者福祉の推進

住民が安心して快適に働き続けられるよう、雇用機会の拡大や福利厚生制度の周知と活用促進を図ります。



- 職業能力の向上に努める。

生活やビジネスに魅力的な益子

1 計画的な土地利用の推進

土地利用の誘導にあたっては、国土利用計画法等の法律や都市計画マスタープラン等との整合性を図りながら、計画的な土地利用を推進します。



- 土地利用に関する住民説明会へ積極的に参加する。

2 魅力ある市街地の形成

益子らしい個性と魅力ある市街地や都市基盤の整備のため、長期的な視野に立った都市計画の推進を図るとともに、バリアフリー等の導入等に努めます。



- まちづくりに対する意識を高め、良好な街並みの形成および維持保全に努める。

3 道路網の充実

道路・橋りょうの計画的な整備・充実を図るとともに、歩行者の安全確保等に向けた道路環境の向上に努めます。



- 道路清掃等の道路環境保全活動へ参加し、道路愛護の意識を持つ。

4 公共交通の充実

住民の生活交通や観光客の移動手段として、鉄道や路線バスの維持・充実を図るとともに、利用者のニーズに応える新たな公共交通体系の導入を図ります。



- マイカーの使用を控え、鉄道・バスの利用に努める。



住民と行政がともに創る益子

1 協働のまちづくりの推進

住民がまちづくりの主役として活躍できるよう、住民・行政双方の協働意識の醸成や住民の意向を町政運営に的確に反映できる仕組みづくりに努めます。



- 広報紙・ホームページ等から積極的に情報を収集し、町政情報の把握に努める。
- 参加する権利を有効に活用し、一人ひとりがまちづくりに参加する。

2 地域活動の活性化

豊かな地域づくりを促すため、地域活動団体の活性化や住民の参加促進、活動の拠点となる施設の充実を図ります。



- 自治会に加入し、積極的に活動に参加する。
- 地域コミュニティ等への関心を高め、地域づくり活動へ参画する。

3 適切な行政運営

さらなる住民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営が図られるよう、職員の能力向上や民間活力の導入を進めるとともに、計画的な行政運営を進めます。



- 行政の簡素・効率化について、さまざまな機会を通じて提言する。

4 安定した財政運営

自主・自立した財政運営に向け、中・長期的な展望に立ち、行財政改革を着実に進めるとともに、財源の確保や透明性の高い財政運営を推進します。



- 町の財政状況等について関心を高める。
- 町税等について、適正に申告し納付する。

5 広域行政の推進

事務・事業の共同化と連携を図り、行政運営の効率化と広域圏域の活性化を図るとともに、推進体制の強化や市町村合併の研究に努めます。



- 広域行政のあり方について意見を述べるとともに効果を考える。

益子町第5次総合振興計画 後期基本計画 【概要版】

発行:益子町企画課 〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地
TEL:0285-72-2111 FAX:0285-72-6430
<http://www.town.mashiko.tochigi.jp/>